

令和6年4月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和6年4月24日（水）午前9時30分から午前11時01分まで

○場 所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第24号） 令和7年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について（学校教育部）

日程第 2（議案第25号） 相模原市立学校の教職員の人事について（学校教育部）

4. 報告案件

日程第 3（報告第14号） 相模原市教職員の懲戒処分等の公表指針の一部改正について（教職員人事課）

日程第 4（報告第15号） 相模原市教職員健康審査会の活動状況等について（教職員給与厚生課）

○出席者（6名）

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

○説明のために出席した者

教 育 局 長 河 崎 利 之 学校給食・規模適正化 有 本 秀 美  
担 当 部 長

学 校 教 育 部 長 農 上 勝 也 生涯学習部長 鈴 木 秀 太 郎

教 育 局 参 事 沖 本 健 二 教育総務室総括副主幹 的 場 秀 剛  
兼教育総務室長 （総務企画班）

学校教育課長	三谷将史	学校教育課総括副主幹 (企画指導・支援班)	中島哲郎
学校教育課指導主事	藤本祐之	教職員人事課総括副主幹 (総務班)	坂田渉
教職員人事課担当課長 (人事班)	黒川貴志	教職員人事課副主幹	本原佐和子
教職員給与厚生課長	浅川路子	教職員給与厚生課総括副主幹 (厚生・健康管理班)	荒井誠
教育センター所長	奥津光郎	教育センター総括副主幹 (研究・研修班)	表木誕
○事務局職員出席者			
教育総務室主査	栗原明伸	教育総務室主任	阿部恵理

---

□開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和6年相模原市教育委員会4月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と白石委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。本日の会議の日程2、議案第25号、「相模原市立学校の教職員の人事について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程2については公開しない会議とし、会議の最後に審議することといたします。

---

□令和7年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

◎鈴木教育長 はじめに、日程1、議案第24号「令和7年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○農上学校教育部長 議案第24号、令和7年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針についてご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、令和7年度に相模原市立小中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択基本方針を提案するものでございます。

それでは、具体的なことは学校教育課長から説明させていただきます。

○三谷学校教育課長 1、教科用図書の採択についてでございます。

令和6年度は、小学校及び義務教育学校（前期課程）において令和7年度に使用する教科用図書、中学校及び義務教育学校（後期課程）において令和7年度に使用する教科用図書、小学校、中学校及び義務教育学校で令和7年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を採択いたします。

2、採択の基本原則については8項目ございます。

(1) として、小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択するをいたしました。

(2) として、相模原市教育委員会が設置する「相模原市教科用図書採択検討委員会」における調査研究の観点を踏まえた結果を参考に、公正・適正を期し、採択するをいたしました。

補足といたしまして、この相模原市教科用図書採択検討委員会は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するものでございます。学識経験者、保護者の代表、校長の代表、教員の代表、教育研究会の代表、教育委員会事務局の職員によって構成され、今年度は11名に委員を委嘱する予定でございます。

(3) として、各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するをいたしました。

(4) として、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択するをいたしました。

(5) として、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるといたしました。

(6) として、教科用図書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により採決がゆがめられないよう、静ひつな採択環境を確保するをいたしました。

(7) として、相模原市立小学校及び義務教育学校（前期課程）において、令和7年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、採択するをいたしました。

補足といたしましては、この法律及び政令によって、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、小学校及び義務教育学校（前期課程）において、令和7年度に使用する教科用図書は、原則として昨年度に採択されたものを継続して採択することになります。

(8) として、小学校、中学校及び義務教育学校において令和7年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、各学校が「令和6年度用一般図書契約予定一覧」から調査研究

した図書を採択することといたしました。

続いて、3、教科用図書調査研究の観点についてでございますが、令和7年度使用中学校及び義務教育学校（後期課程）教科用図書調査研究及び令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点を別表のとおり定めるといたしました。

恐れ入りますが、3ページ、令和7年度使用中学校及び義務教育学校（後期課程）教科用図書調査研究の観点（国語）をご覧くださいと存じます。

教科・種目に共通な観点といたしまして、左側の4から8までを神奈川県教育委員会が定める令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針における調査研究の観点に準じて設定いたしました。4につきましては、本市が推進しておりますキャリア教育に基づいて観点を設定いたしました。

1、2及び3の各教科等の観点につきましては、教育センターより説明いたします。

○奥津教育センター所長 各教科等の観点についてご説明いたします。引き続き、国語の観点1をご覧ください。

1、知識及び技能として、社会生活における話や文章の中で使いこなせる語句を増やしたり、語句の意味や使い方に対する理解を深めたりする等、語彙を量と質の面から充実させることができる内容であるか。言語活動を行う際に必要な情報を取り出し整理したり、それらの関係を明確にしたりすることができる内容であるかといたしました。

学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素となる語彙を豊かにすることや情報を正確に理解し、自分の考えに生かすことに関する資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、2、思考力、判断力、表現力等として、言語活動を通して指導事項を指導するという特質を踏まえ、言葉に着目しながら、思考・判断・表現できる適切な言語活動を設定できる内容であるかといたしました。場面や目的を明確にした、生徒自身が学ぶことの必然性を感じられるような言語活動を通して、言葉に着目しながら、思考力、判断力、表現力等の資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、3、学びに向かう力、人間性等として、「話す、聞く、書く、読む」力をどのように身に付けるのかなど、学習の見通しをもって取り組むことができる内容であるか。教材に設定されている場面や目的が社会生活とつながりがあるとともに、進んで読書を行うことができるよう、生徒の主体的な学校図書館の利用を促す内容であるかといたしました。

た。見通しをもって言語活動に取り組むことができる内容であるかとともに、作品や作者に関する興味を広げ、学校図書館利用の促進を図ることができる内容であるかについて調査するため、この観点といたしました。

4 ページ、書写の観点をご覧ください。

これ以降の説明につきましては、各評価において特徴的なもののみ申し上げます。

1、効果的に文字を書くこととして、文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、目的や必要に応じて書く力を身に付け、各教科等の学習活動や社会生活に生かすことができる内容であるかといたしました。文字を正しく整えて早く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てることができるような内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、5 ページ、社会科、地理的分野の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、日本や世界で見られる諸事象について、多面的・多角的に考察する力や、その地域で見られる課題の解決に向けて、その地域の特色を踏まえて公正に選択・判断する力を身に付けることができる内容であるか。様々な地域に見られる課題について考えたことを表現する力を身に付けることができる内容であるかといたしました。

社会的事象の特色や課題について、多面的、多角的に捉え、その解決等に向けて、社会への関わり方を選択、判断したり、学習したことを表現したりできる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、6 ページ、社会科、歴史的分野の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、歴史に関わる諸事象について、多面的・多角的に考察する力や歴史に見られる課題の解決に向けて、複数の立場や意見を踏まえて、公正に選択・判断する力を身に付けることができる内容であるか。歴史に見られる課題について考えたことを表現する力を身に付けることができる内容であるかといたしました。

歴史的事象の特色や課題について、多面的・多角的に捉え、その解決等に向けて、社会への関わり方を選択・判断したり、学習したことを表現したりできる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、7 ページ、社会科、公民的分野の観点をご覧ください。

3、学びに向かう力、人間性等として、国民主権を担う公民として、現代社会に見られる諸課題について関心を持ち、その課題の解決に向けて、主体的に社会に関わろうとする

ことができる内容であるかといいたしました。

現代社会に見られる課題について、主体的にその課題を解決しようとしたり、学習したことを社会生活に生かそうとしたりすることができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

続いて、8ページ、地図の観点をご覧ください。

1、地理的事象の読み取りとして、地図から、位置関係や形状、分布、面積、記載内容などの情報を適切に読み取ったり、地図の主題や示された情報の種類を踏まえて読み取ったりする力を身に付けることができる内容であるかといいたしました。

地図や統計資料等から、地図の主題等を踏まえて、地理的情報を読み取ることができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

続いて、9ページ、数学の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、事象を数理的に捉え、論理的に考察する力を養うことができる内容であるか。数量や図形などの性質を見出し、総合的・発展的に考察する力を養うことができる内容であるか。数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養うことができる内容であるかといいたしました。

日常の事象を数理的に捉え、数学的に表現、処理し、問題を解決したり、数学の学習場面から問題を見出し、解決したりする過程を遂行し、その過程や結果を振り返って考えたり、統合的、発展的に考察したりするための資質能力を育むことができる内容になっているかについて、調査するためこの観点といいたしました。

続いて、10ページ、理科の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、理科の見方・考え方を働かせながら、自然の事物・現象の中に問題を見出し、見通しをもって観察・実験などを行い、得られた結果を分析して解釈するなどの活動が充実しており、科学的に探究する力を育成できる内容であるかといいたしました。

小学校で身に付けた「問題を見出す力」や「根拠のある予想や仮説を発想する」などを発展させ、自然の事物・現象について規則性を見出したり、課題を解決したりする方法を身に付け、科学的に探究する力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

続いて、11ページ、音楽一般・器楽合奏の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、音楽の表現について思いや意図を持つことがで

きる内容であるか。音楽のよさや美しさを聴きとったり、感じとったりすることができる内容であるかといいたしました。

音楽の楽しさ、音や音楽の美しさなどを感じとる上で、明るい感じ、哀愁漂う感じ、聴いた曲のイメージである曲想とリズムや拍、ほかのパートとの関わり等、音楽の構造との関わりなどについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、思いや意図を関連付けて取り組むことで、思考力、判断力、表現力等の資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

続いて、12ページ、美術の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し、構想を練ることができる内容であるか。造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めることができる内容であるかといいたしました。

一人ひとりの生徒が対象や自己の感じとったことや考えたこと、目的や機能などを基に、形や色彩、材料などを豊かに捉え発想し、構想を練るとともに、造形的な視点を豊かに持ち、発想や構想と鑑賞の学習を軸としながら、相互に関連させて、思考力、判断力、表現力等の資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

続いて、13ページ、保健体育の観点をご覧ください。

3、学びに向かう力、人間性等として、生涯を通じて、心身の健康保持を目指すとともに、明るく豊かなスポーツライフを営む態度を養うことができる内容であるか。自他の健康に関心を持ち、生涯を通じて健康の保持増進や回復を目指したり、起こりうる自然災害に対応したりする実践力を養うことができる内容であるかといいたしました。

自他の健康についての課題を見つけ、解決に向けて試行錯誤を重ねながら思考を深め、より良く解決する学習を通して、自他の健康課題について習得した知識及び技能を活用し、解決方法を考えるとともに様々な解決方法の中から、より良い解決に向けて判断することで、思考力、判断力、表現力等の資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

続いて、14ページ、技術・家庭、技術分野の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、生活や社会の中から問題を見出して課題を設定し、解決に必要な技術による問題解決力を育成することができる内容であるか。総合的な



問題を取り扱った実習の事例や、電気機器の保守点検、情報モラルや情報セキュリティを含む安全について、工夫や配慮された内容であるかいたしました。

生活や社会の中から、技術に関わる問題を見出して課題を設定し、解決策を構想し、設計、計画し、製作や育成を行い、その解決結果や解決過程を評価・改善するなど、より良い生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、技術を工夫し、創造しようとする授業展開を通して、思考力、判断力、表現力等の資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点としました。

続いて、15ページ、技術・家庭、家庭分野の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、家族・家庭や地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、その解決策を構想し実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決することができる内容であるかいたしました。

家族・家庭、地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、解決策を構想したり、実践を評価、改善したりするなど、より良い生活の実現に向けて生活を工夫し創造しようとする授業展開を通して、思考力、判断力、表現力等の資質能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、16ページ、外国語の観点をご覧ください。

2、思考力、判断力、表現力等として、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などの下、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなど、「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」の言語活動を通して、自分の考えを表現したり、短い文章の概要を捉えたりする力を身に付けることができる内容であるか。「聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたことなどを話す」など、複数の領域を統合した言語活動を効果的に行うことができる内容であるかいたしました。

コミュニケーションの目的や相手などが明確になっている、生徒が実際に英語を使う学習活動を通して、日常的な話題について話された内容から、必要な情報を聞き取ったり、自分の気持ちや考えを伝え合ったりする力を養うことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、17ページ、道徳の観点をご覧ください。

1、道徳科の目標と内容との関連として、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、物事を多面的・多角的に考え、道徳的価値と向き合いながら「考え、議論する道徳」の授

業につながる内容であるかといったしました。

特別の教科道徳では、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標としており、生徒の発達段階に即しているか、生徒が深く考えることができるか、生徒が自己や社会の未来に夢や希望を持つことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

続いて、18ページをご覧ください。

令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点についてでございますが、教科・種目に共通な観点といたしまして、神奈川県教育委員会が定める令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針における調査研究の観点に準じて設定いたしました。

採択が行われます8月の教育委員会定例会までの大まかな流れにつきましては、19ページの参考資料をご覧ください。

○農上学校教育部長 以上、令和7年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 採択の基本原則の中の(4)学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択するとあるのですが、児童生徒の「特性」について具体的にどんなことを捉えているのか、また、その部分はこの観点の中に反映されているのかを教えていただければと思います。

○三谷学校教育課長 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択するという部分でございますが、神奈川県採択基本方針に準じており、特に本市において、この「教科・種目に共通な観点」として記載をしている「基礎的・基本的な学習内容の定着及び発展的な学習の取扱い」というところが、地域の特性の部分でございます。

また、もう一つ、この4番の「キャリア教育の目標及び各教育プランとの関連」というところで、ここは県とは全く別個で、本市で進めていますキャリア教育に準じた教科書になっているかというところを調査研究いたします。

以上でございます。

◎白石委員 私がこの「特性」という言葉でイメージをするのが、同じ本でも色々な捉え方をしている子がいるので、その部分を考慮して、どういう子どもたちが見てもすんなり受

け止められるような観点も、教科書ですので、反映させていただけたらと思います。

◎鈴木教育長 相模原でも小・中105校あって、学校、児童生徒、地域も高齢化が進んでいる地域もあれば、若い世代がどんどん流入してくる地域、それぞれを考慮するというとなのか、相模原全体で捉えたときの特性を考慮するのか、そこら辺はどのようなのですか。

○三谷学校教育課長 今、特性というところがございまして、本市は、やはり学力の向上というところが大きな課題であると捉えています。そうしたところで、この基礎的、基本的な学習内容の定着というところで、どの子どもたちにも分かりやすい、どの子どもたちにも理解しやすいというような教科書になっているかというところを、この7番の観点の中に盛り込んだ、そういった観点で作成をしているというものでございます。

◎鈴木教育長 そういう意味では、学力に課題があるということを特性と捉えて観点に入れたということによろしいですか。

○三谷学校教育課長 はい、そうです。

◎白石委員 先ほど説明していただいたのですけれども、教科用図書採択検討委員会11名いらっしゃるということでしたが、どういう方がいらっしゃるのか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○三谷学校教育課長 採択検討委員会のメンバーですけれども、学識経験者が2名、保護者の代表が2名、学校長の代表が3名、教員の代表が2名、教育研究会の代表が1名、教育委員会事務局の職員が1名の計11名でございます。

◎鈴木教育長 他に質疑、ご意見ございませんようであれば、これより採決を行いたいと思います。

議案第24号、「令和7年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

---

#### □相模原市教職員の懲戒処分等の公表指針の一部改正について

◎鈴木教育長 次に、日程3、報告第14号、「相模原市教職員の懲戒処分等の公表指針の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

○坂田教職員人事課総括副主幹 報告第14号、相模原市教職員の懲戒処分等の公表指針の

一部改正について説明させていただきます。お手元の資料2枚目、別紙をご覧ください。

1の改正の概要についてでございます。

一つ目といたしまして、懲戒免職等となった場合の教職員の氏名を公表する場合につきまして、市ホームページに掲載する発表資料につきましては、氏名を掲載しないこととしたものでございます。

二つ目といたしまして、地方公務員法第16条の第2号を除く各号の欠格条項に該当したことにより、教職員が失職した場合の公表の取扱いについて、原則公表する旨定めたものでございます。

2の改正の目的についてでございます。一つ目の市ホームページでの氏名の公表につきましては、長期間にわたりインターネット上に掲載されることにより、過剰なプライバシーの侵害に当たるおそれがあることから、氏名を掲載しないこととしたものでございます。

二つ目の教職員が失職した場合の公表につきましては、これまで特段の規定がなかったことから、新たに取扱いを定め、明文化したものでございます。

3の施行年月日につきまして、市ホームページへの氏名の公表に係る改正については、令和6年1月1日付、教職員が失職した場合の取扱いについては、令和6年4月1日付でそれぞれ施行したところでございます。

3枚目以降につきましては、改正後の指針の全文を参考にお示しさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたら、お願いたします。

◎小泉教育長職務代理者 従来、長期間にわたりインターネット上に掲載されたということで、ちなみに、どのくらいの期間掲載されていたのですか。

○坂田教職員人事課総括副主幹 改正前の取扱いについてでございますが、2年を目途に掲載しており、2年を経過したところで削除していたといったところでございます。

◎白石委員 ホームページにおいては氏名を掲載しないことに変えるということですが、学校名はどうなのでしょう。

○坂田教職員人事課総括副主幹 学校名の公表につきましては事案に応じてになりますが、職務上の非違行為であれば学校名を公表することになりまして、ホームページ上も公表するという扱い、そこは変わりません。

◎鈴木教育長 校務か校務外かで対応が変わる。ただ、校務外だと校種、小学校か中学校かというのは出しています。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 この件は、報告を終わらせていただきます。

---

### □相模原市教職員健康審査会の活動状況等について

◎鈴木教育長 次に、日程4、報告第15号、「相模原市教職員健康審査会の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

○浅川教職員給与厚生課長 それでは、報告第15号、相模原市教職員健康審査会の活動状況等につきましてご説明申し上げます。お手元の資料を1枚おめくりいただき、別紙をご覧くださいたいと存じます。

はじめに、1にございます相模原市教職員健康審査会の設置目的は、教職員の疾病に係る治療の要否、勤務の可否等及び健康管理に関する事項につきまして、教育委員会の諮問に応じて調査審議をし、その結果を答申することです。

委員の数は5人以内で、任期は2年です。

次に、2の委員です。こちらは、相模原市教職員健康審査会規則第2条の規定によりまして、医師のうちから教育委員会が委嘱をいたします。令和6年4月1日現在、相模原市医師会から推薦を受けた医師が3人、北里大学医学部より推薦を受けた医師が2人、計5人に委員をお願いしております。氏名や所属などは表に記載のとおりです。

続きまして、裏面をご覧くださいたいと存じます。

3の活動内容等ですが、復職の審査及び復職後の療養経過報告の内容の審議等のため、(1)にございますとおり、令和5年度につきましては、4月から令和6年3月までの間、12回審査会を開催いたしまして、審査件数につきましては(2)にございますとおり、指定難病や悪性新生物等を含みます一般、それから精神疾患の精神、こちらを合わせまして復職審査が24件、療養経過報告が42件、合計で66件でした。

以上で、報告第15号についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

健康審査会の活動とはあまり関係ないのですが、本市の先生方の精神疾患の部分で特徴的なことは何かあるのですか。

○浅川教職員給与厚生課長 まず令和5年度の暫定値でございますけれども、精神疾患によります休職者の数は、前年度からの継続者が17人、新規が22人、合計で39人となっております。こちらにつきまして状況を分析いたしますと、まず休職者につきましては、年代で申しますと30代、そして勤続年数で申しますと2年目、それから学校への配属年数で申しますと、こちらも2年目、ここに多いというような傾向がございます。

ちなみに傷休者につきましては、年代で申しますと20代、そして勤続年数で申しますと1年目、そして学校への配属年数で申しますと、こちらも1年目というところに多い傾向が出ておまして、経年的に見ましても若い世代に多い傾向が見られる。そういった状況でございます。

◎白石委員 今、39名の方が休職中ということをお教えいただきましたけれども、これは年々増えている状況でしょうか。

○浅川教職員給与厚生課長 数につきましては、依然として増加傾向にあるという状況でございます。

◎白石委員 民間なり年齢を経て正規の教員になる方が多いので30代ということですが、いずれも1年目ないし2年目で不調を訴える方が多いということですので、今後、ケアとか、またそういうふうにならないための方策とか、その辺は何か考えて実践されているようなことはあるのでしょうか。

○浅川教職員給与厚生課長 今、委員おっしゃられたとおり、やはり初任者のところで不調者が多いということがございますので、まず研修の機会を捉えまして、こういった保健師による相談をする機会があるということの周知徹底を図っているところでございます。そして、まず異変を感じたらもう何も迷わずに保健師に相談をしていただきたいというセルフケアの重要性も発信をしているところです。あわせて、管理職の研修におきましても、そういった職員がいましたら、こちらも保健師につないでいただきたいということを周知しております。

それから、大体6月、それから年度末、異動が見えてきた頃に皆さんに発信をいたしまして、不調を感じる機会が多くなるころなので、何かあったら教職員給与厚生課へ相談

をしてくださいというような啓発は行っております。昨年度もそちらを見て電話をかけてみましたというような方もいらっしゃいましたので、一定の効果は上げているかと思っております。

◎鈴木教育長 なかなか啓発をやっているものの声に出すというのは、どうも勇気が要るみたいで、どうしても真面目な先生ほど自分で悩みを抱えてしまう傾向にあるのかなと。

◎白石委員 皆さんどのようなことで不調を訴えるのでしょうか。原因というか、その根っここの部分は何か傾向とかはあるのでしょうか。

○浅川教職員給与厚生課長 ストレスがかかって精神的に不安定になり、最終的に疾患に陥るということがございますが、そのストレス要因でございますけれども、これは休職、それから傷休ともに一番多いのは児童生徒関係ということになっております。続きまして、教職員関係、それから先生個人の特性、あとは教育能力、授業力のところで課題を抱えてしまって、それが上手に相談をできなくて孤立をしてというようなことも傾向としてはあるようでございます。

◎白石委員 いずれにしても、ただでさえ先生方が足りなくて、臨任などで穴埋めしているような状況の中で、さらにこうやって休職が増えるとますます、逆に今度残された先生がまたつらくなってきてしまって、また不調を訴えるという悪循環になってしまうかと思うので、ぜひそういうふうにならない、なる前のケアというのが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎岩田委員 把握しているかどうか分からないのですが、教職員になって新任の方で発症する方が多いのか、それとも、学生時代の時からある程度そういう傾向があつてという感じなのか。その辺というのは分かりますか。

○浅川教職員給与厚生課長 ケースの記録を私もその都度その都度読んでおるのですけれども、今委員おっしゃられたとおり、やはり割と小さいときからそういった課題を抱えておられる方も一定数はいらっしゃるのかなと思います。ただ、そうした経験がなくても、就職をして、実際に非常に厳しい職場環境に直面をして、そしたら発症してしまうという方もいらっしゃいますので、なかなか一概には言えないところではございますが、振り返りの中で考えてみると子どもときにもそうした状況があつたというようなことをおっしゃる先生もいらっしゃいます。

◎鈴木教育長 なかなかそこを採用のときに見るのは難しいかと。

◎岩田委員 採用時に見極めるというよりは、その前の段階の大学でもそういう学生さんが

増えているので、だとしたら、先ほどおっしゃったように、本当に最初のことからのケアがかなり大事になってくるのかと思っています。

◎平岩委員 毎月この審査会が行われていて、復職の審査が行われているということなのですが、復職審査の対象になった人は、基本的にはもう復職なされているのか、それから復職後というのは、皆さん職務をずっと継続されているのか、その辺のことを伺いたいと思います。

○浅川教職員給与厚生課長 基本的には、この復職審査会にかかる前に職場リハビリと申しまして、学校現場でプログラムを組みまして、一定の期間ならし出勤のような形を経て、それができた結果、本当に復職が可能だろうかということで審査をかけておりますので、ほとんどの方が大丈夫ですけれども、過去、中にはその間に自分でも想定をしていなかったような体調不良が起きてしまって、復職がかなわなかったというような事例もあったようではございます。

また、経過につきましては、基本的には1年ないしは半年ということで、審査委員の方々が期間を設けまして観察をしておりますので、働きながらも復職後の先生方に関しては特に注意をして見守っているというところでございます。

◎岩田委員 今のお話を聞くと、復職プログラムを経てから、この審査会を受けるという理解でいいのですね。

○浅川教職員給与厚生課長 そのとおりでございます。

◎平岩委員 今、その後も経過を見ていらっしゃるということなので、ちゃんと続いているのかを伺いたい。やはり繰り返してしまうのかとか、その辺は、もし分かればお願いいたします。

○浅川教職員給与厚生課長 休職から復職をされた先生がいらっしゃる学校につきましては、校長先生をはじめとして、非常に周りの先生方も配慮してくださいますので、ほとんどの方が少しずつであります。回復をして、そのまま教壇に立つことがかなってありますが、先ほど少しご案内をいたしました個人特性によるものというところの場合は、ご本人にとってつらい条件が重なってしまうと、残念ながら再び体調を崩すという方はやはり一定数はいらっしゃいます。

◎小泉教育長職務代理者 休職者について小学校・中学校の特徴というのはあるのですか。

○浅川教職員給与厚生課長 新規の休職者ということで、今、私の手元でございますが、小学校が12人、中学校が10人となっております。



◎小泉教育長職務代理者 職員規模からすると、中学校が多いということになりますか。

○浅川教職員給与厚生課長 出現率は、小学校が0.61%、中学校が0.90%になっております。

◎宇田川委員 先ほど教えていただいたストレスの要因となっているものがあつたのですが、けれども、症状として出たものに対しては治療をしてということになると思うのですが、その発端となったストレスの要因に関しての解決というのは、どのような対応になっているのでしょうか。

○浅川教職員給与厚生課長 休職をされている先生方の状況につきましては、随時校長先生方とも連携を図らせていただいております、ご本人から強く話さないでほしいという訴えがあれば別ですが、それ以外であれば状況については共有させていただいておりますので、学校の中でそういったストレス要因を排除できるものにつきましては、そのようにしていただきながら、ただ、保護者対応などにつきましては、なるべく最前線に出ることがないようにというような配慮を各校においてしていただいていると捉えております。

○農上学校教育部長 あわせまして、やはりそういった要因の中で人事的な配慮が必要な場合には異動等も考えられますし、また校内での役割の変更ですとか、そういったことも学校と連携させていただいているところでございます。

◎鈴木教育長 事務分担の変更をするというようなことでしょうか。

○農上学校教育部長 そうです。

◎鈴木教育長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、この件については終了いたします。

それでは、着任後の私の活動状況等について報告いたします。

4月6日、7日、相模原市民桜まつりがございました。また、4月12日の金曜日、これは神奈川県各市町村教育委員会連合会の総会がございまして、翌4月13日は、星が丘公民館リニューアルオープン、また、翌4月14日の日曜日は、令和6年度相模原市退職校長会の定期総会にお邪魔させていただいて、今の教育の現状、あるいは退職の先生方の力を借りることができれば貸していただきたいというお願いをしまりました。

4月18日木曜日は、ご承知のとおり中学校の元校長の関係で、記者に対して説明をしました。あと4月19日金曜日、全校長を集めて、令和6年度の市立小中学校・義務教育学校運営説明会、こちらに出席をさせていただいております。

主な活動状況は、以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。

次回は5月17日、金曜日、午前9時30分から、この教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 それでは、次回の会議は5月17日、金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

(休憩・10:23～10:26)

---

#### □相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

---

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして、定例会を閉会いたします。

---

□閉 会

午前11時01分 閉会